

寝屋川市立図書館資料収集方針

令和3年1月18日改正

1 目的

人は、知識・情報を得ることによって成長し、生活を維持していくことができ、文化的な潤いのある生活を営む権利を有している。

図書館は、乳幼児から高齢者まで、幅広い世代の住民の自己教育に役立つ資料や情報を提供する施設であり、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場でもある。

いつでも、どこでも、誰でもが、必要とする知識や情報をどこまでも追求することができ、それによって自ら課題を解決できる場所として、利用に供することを目的とする。

2 基本方針

資料の収集に当たっては、「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会；1979年改訂）の精神を尊重し、収集方針を定める。

(1) 収集の範囲

- ア 基本的人権の一つとして知る自由を持つ市民に必要な資料を収集する。
- イ 市民の多様な要求にこたえられるよう、あらゆる分野・主題にわたる資料を収集する。
- ウ 特に、寝屋川市に関する郷土資料・行政資料については積極的に収集する。
- エ 新聞・雑誌等の逐次刊行物を収集する。
- オ CD・ビデオ・DVD等の視聴覚資料を収集する。
- カ 障害者等のための点字・録音資料を収集する。
- キ 原語で書かれた多文化資料を収集する。
- ク 電磁的資料を収集する。

(2) 収集に当たっての留意点

- ア 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

イ 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除しない。

ウ 個人・団体・組織からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、自己規制をしたりしない。

エ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

3 資料選択基準

資料収集方針に基づき、資料選択基準を以下のとおりとする。

(1) 資料の範囲

この基準で扱う資料の範囲は次のとおりとする。

ア 図書資料

- (7) 一般図書
- (4) 児童図書
- (7) 郷土・行政資料
- (4) 多文化資料

イ 図書以外の資料

- (7) 新聞・雑誌
- (4) 点字・録音資料
- (7) 視聴覚資料
- (4) 電磁的資料

(2) 選択基準

ア 図書資料

- (7) 一般図書

「日本十進分類法」（別紙「第2次区分表」）に基づき、選択基準を以下のとおりとする。

a 0類：総記

- (a) 図書館・書誌学・読書指導・著作権・出版・博物館等に関する資料は、幅広く収集する。
- (b) 情報科学に関する資料は、入門書から概説書・専門書までを収集する。

b 1類：哲学

- (a) 哲学・心理学・倫理学・宗教など各分野の入門書から概説書・専門書までを収集する。
- c 2 類：歴史
 - (a) 歴史・地理など各分野の入門書から概説書・専門書までを収集する。
 - (b) 日本史・世界史は、通史・各国史・時代史など幅広く収集する。
 - (c) 伝記は、幅広く収集する。
 - (d) 日本・世界各国の地理・地誌は、幅広く収集する。
 - (e) 旅行書・ガイドブックは、新しい内容の保持に努める。
- d 3 類：社会科学
 - (a) 政治・法律・経済・統計・社会・教育・風俗習慣・国防など各分野の入門書から概説書・専門書までを収集する。
 - (b) 社会科学は時代性と密接に関わっているので、今日的主題を扱った資料も収集する。
 - (c) 法律・統計及び日常生活に必要な実用書は、新しい内容の保持に努める。
- e 4 類：自然科学
 - (a) 数学・理学・医学など各分野の入門書から概説書・専門書までを収集する。
 - (b) 自然科学は専門化、細分化する分野なので、分かりやすく書かれた図書を中心に収集する。
- f 5 類：技術
 - (a) 工学・工業・家政学など各分野の入門書から概説書・専門書までを収集する。
 - (b) 技術は専門化する分野なので、分かりやすく書かれた図書を中心に収集する。
 - (c) 住宅・インテリア・家政学・生活科学の分野は、趣味・実用に役立つ資料を収集する。
- g 6 類：産業
 - (a) 農林水産業・商業・運輸・通信など各分野の入門書から概説書・

専門書までを収集する。

(b) 産業は専門化する分野なので、分かりやすく書かれた図書を中心に収集する。

(c) 園芸・ペットなどの分野は、趣味・実用に役立つ資料を収集する。

h 7 類：芸術

(a) 美術・音楽・演劇・スポーツ・諸芸・娯楽などの各分野の入門書から概説書・専門書までを収集する。

(b) 教養・趣味・娯楽に役立ち、暮らしを豊かにする図書を中心に収集する。

(c) 美術・音楽・演劇の分野は、鑑賞・研究に役立つ資料を収集する。

(d) 全集・叢書・写真集・名品集なども収集する。

i 8 類：言語

(a) 日本語については、国語学・文法・方言・語源など入門書から概説書・専門書までを収集する。

(b) 世界の言語については、入門書から概説書・専門書までを収集する。

j 9 類：文学

(a) 日本の小説・随筆・詩歌・作品集・評論・研究書などについては、古典から現代文学まで幅広く収集する。

(b) 入門書から概説書・専門書までを収集する。

(c) 日本文学は最も利用の多い分野であるため、ジャンルにとらわれずに幅広く収集する。

(d) 外国文学も日本文学に準ずる。

(e) 児童文学に関する研究書は、幅広く収集する。

k その他

1 類から 9 類までの各分野の辞書・事典類・図鑑類は、積極的に幅広く収集する。

(l) 児童図書

a 絵本

(a) 幅広い年齢層に親しまれ、楽しめるようなものを収集する。

- (b) 昔話の絵本は、同一書名で異なる著者のものも収集する。
- (c) 科学的、実用的な絵本及び現代創作も収集する。

b 読み物

- (a) 長く読み継がれている評価の定まったものを収集する。
- (b) 現代の独創的な創作を収集する。
- (c) 子ども向けに編集された古典を収集する。

c 自然科学

- (a) 科学的なものの見方や考え方を学べるものを収集する。
- (b) 子どもの発達段階に応じた内容のものを収集する。
- (c) 生き物の飼育や植物の栽培等について調べ物ができるよう、各種図鑑等を収集する。

d 社会科学

- (a) 社会の新しい動きについて記述したものを収集する。
- (b) 歴史や地理は、体系的に収集する。
- (c) 図版・写真等で内容の理解を助けるものを収集する。

e 趣味・スポーツ・遊び

本文の内容を分かりやすく説明したものを収集する。

f その他

- (a) 百科事典・各種辞典類を収集する。
- (b) 子どもの興味や関心に即した資料を収集する。

(㉞) 郷土・行政資料

- a 寝屋川市に関する地域・郷土資料及び行政機関が発行する資料は、積極的に収集する。
- b 郷土・行政資料は館内利用を原則とする。ただし、利用が多い資料については、貸出しに供することができるよう、複本の所蔵に努めるものとする。

(㉟) 多文化資料

- a 外国人向けに原語で書かれた、日本を紹介する資料を収集する。
- b 原語で書かれた文学（小説等）を中心に収集する。

イ 図書以外の資料

(7) 新聞・雑誌

- a 新聞・雑誌は、新鮮な情報を提供する媒体として幅広く収集する。
- b 受入れタイトルは別に定める。
- c 永年保存分は別に定め、欠落のないよう特に留意する。

(4) 点字・録音資料

- a 既に他機関が所蔵している資料については、相互協力により資料提供をする。
- b 所蔵しない資料については、作成・収集する。

(7) 視聴覚資料

- a 市民のニーズを把握し、必要に応じて多様なジャンルの優れた作品を収集する。
- b 今後のメディア開発の進展に合わせ、提供・保存に適切な資料を検討し、必要に応じて収集する。

(4) 電磁的資料

- a 電子的資料及びデータベースを収集する。
- b 電子書籍の選択基準については、図書資料に準ずる。

ウ その他留意事項

(7) 参考調査用資料

一般用・児童用とも、それぞれの分野・主題の参考調査業務に必要な資料を幅広く収集する。

(4) 政府刊行物

政府刊行物は幅広く収集する。

(7) 漫画

漫画でしか味わえない独自の表現世界を確立した優れた作品を中心に収集する。

(4) 未所蔵資料

未所蔵資料の予約受付ガイドラインは別に定める。

(4) 寄贈資料

寄贈資料の受入れガイドラインは別に定める。